　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　秋　体　協　－　６２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２５年５月１３日

県内　旅行代理店　各位

　　 公益財団法人秋田県体育協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　会 長　　鈴　木　洋　一

「第１８回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(受入)」の受託旅行

代理店選定にかかるプロポーザルの実施について

　平素は、当協会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

　さて、当協会では、平成２６年度において標記交流事業を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店の選定を行うこととなりましたのでお知らせします。

　委託業務およびプロポーザルの詳細等は、当協会ホームページに掲載しておりますので、ご参照のうえ、参加を希望されます場合は、実施要項に従い期日までに参加表明書をお送りください。

　なお、このプロポーザルに係る参加資格を以下のとおりとしておりますので、ご確認をお願いします。

１　公益財団法人秋田県体育協会ホームページ

<http://www.akitaikyo.or.jp/>

２　プロポーザル参加資格

（１）日本国内の旅行代理店のうち、秋田県内に営業所等を置く者であること。

また、国際交流事業を受けた実績のある者であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）次のいずれにも該当しない者であること。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申し立てをした者又は同条第２項の規定に基づく再生手続開始の申し立てをされた者

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更正手続開始の申し立てをした者又は同条第２項の規定に基づく更正手続開始の申し立てをされた者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77条。以下この号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

エ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

オ　暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

カ　役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

キ　プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

ク　暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　《　問い合わせ先　》

〒０１０－０９７４

秋田市八橋運動公園１番５号

公益財団法人秋田県体育協会　担当：久米・富樫

ＴＥＬ：０１８－８６４－８０９０

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０１８－８６４－５７５２